

市民病院勤務 市職員を募集します

試験実施要項・申込書は市役所、または市民病院管理課で配布しています。市のホームページからも入手できます。詳しい試験内容は実施要項をご覧ください。

☎ 市民病院管理課 ☎(48)5050

採用予定人員および受験資格

職種	募集人員	受験資格	
		対象	学歴・免許など
看護師	30人程度	昭和36年4月2日以降に生まれた人で交代勤務ができる人	看護師免許を取得または令和2年度実施の国家試験により看護師免許を取得見込みの人
助産師			助産師免許を取得または令和2年度実施の国家試験により助産師免許を取得見込みの人
薬剤師	2人程度	昭和45年4月2日以降に生まれた人	薬剤師免許を取得または令和2年度実施の国家試験により薬剤師免許を取得見込みの人

試験日程

職種	とき	ところ	合格発表	申込み期間	備考
看護師・助産師	第1回 4月18日(土) 9時～	市民病院	5月中旬	4月3日(金)まで	※どの職種についても採用予定人員に達し次第、以降の試験は実施しません。受付後に試験不実施となった場合には、本人宛に通知します。
	第2回 5月24日(日) 9時～		6月中旬	5月8日(金)まで	
	第3回 6月13日(土) 9時～		7月上旬	5月29日(金)まで	
	第4回 7月11日(土) 9時～		8月上旬	6月26日(金)まで	
	第5回 8月22日(土) 9時～		9月中旬	8月7日(金)まで	
	第6回 10月10日(土) 9時～		11月上旬	9月25日(金)まで	
薬剤師	4月18日(土) 9時～		5月中旬	4月3日(金)まで	

申込み 試験実施要項に記載されている応募書類・証明書などを本人が持参し市民病院管理課

会社を退職する人へ保険証の手続きについて

☎ 国保年金課国保係 ☎(95)9891

退職すると、それまで勤務先で加入していた健康保険の被保険者資格はなくなります。転職先が決まっていな、または退職から次の職場への入社まで期間が空くような場合には次のいずれかの手続きが必要です。



●国民健康保険に加入する

国民健康保険へ加入する場合は、健康保険の資格を喪失した日から14日以内に市役所で手続きを行ってください。遅れても手続きは可能ですが、保険料は退職日の翌日までさかのぼって支払わなければなりません。

持ち物

- ・職場の健康保険をやめた証明書
- ・マイナンバーの分かるもの
- ・顔写真付き身分証明書
- ・口座番号の分かるものおよび届出印

※納付は便利な口座振替をご利用ください。口座振替は一度申し込むだけで、指定の口座から自動的に引き落とされるので、納付のためにコンビニや金融機関などの窓口まで出かける手間が省けるだけでなく、納め忘れもなくなり安心・確実に納付できます。

●任意継続被保険者になる

被保険者期間が2か月以上ある人は、会社を退職して20日以内に手続きすれば、任意で会社の健康保険を最長2年間継続することができます。※詳しくは、加入している健康保険組合にお問い合わせください。

●家族が加入している健康保険の被扶養者になる

主として被保険者に生計を維持されている3親等以内の親族で、次のいずれかの要件を満たしている人は、被扶養者として健康保険に加入できる場合があります。

- ・満60歳未満で年間収入が130万円未満である
 - ・満60歳以上または障害年金受給資格者で年間収入が180万円未満である
- ※詳しくは、家族が加入している健康保険組合にお問い合わせください。